

議会広報委員会申し合わせ事項

(平成31年2月14日議会運営委員会確認)

この申し合わせは、市議会だより及び市議会ホームページの編集等に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 市議会だよりの編集

- (1) レイアウトの検討及び原稿の校正
- (2) 原稿の内容等の校閲。なお、原稿の作成者の趣旨は、できる限り尊重する。
- (3) 傍聴者アンケートの掲載に関する事項
- (4) その他編集に関し、委員会が特に必要と認めた事項

2 ホームページの編集

- (1) レイアウトの検討及び原稿の校正
- (2) 原稿の内容等の校閲。なお、原稿の作成者の趣旨は、できる限り尊重する。
- (3) ホームページ記載事項の更新、修正等の確認
- (4) その他編集に関し、委員会が特に必要と認めた事項

3 その他

市議会だより及びホームページの内容に問題等が生じたときは、委員長が委員会に諮って協議する。なお、委員会に諮ることができない場合は、その対処は委員長に委ねる。